(三)　適用除外

(一)及び(二)の規定は、政令で定める建築物等については、適用しないこととした。（第一八条及び第二二条関係）

(四)　特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

国土交通大臣は、建築主の申請により、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができることとした。（第二三条～第二六条関係）

(五)　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

国土交通大臣は、住宅事業建築主であってその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する一戸建ての住宅につき、経済産業省令・国土交通省令で定める基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、勧告等をすることができることとした。（第二八条関係）

5　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をしようとするときは、当該新築等に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができ、認定を受けた計画に係る建築物については、容積率の特例が受けられることとした。（第二九条及び第三五条関係）

6　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

建築物の所有者は、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の所管行政庁の認定を受けたときは、当該認定を受けた建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨の表示を付することができることとした。（第三六条関係）

7　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、登録等に関する所要の規定を設けることとした。（第三九条～第六二条関係）

8　附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4、7等の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（国土交通省）

1　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

法律

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十七年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十一号

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法

目次中「第五条」を「第七条」に、「第六条―第十三条」を「第八条―第十五条」に、「第十四条・第十五条」を「第十六条・第十七条」に、「第十六条―第十八条」を「第十八条―第二十一条」に、「第十九条・第二十条」を「第二十二条・第二十三条」に改める。

第一条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

第二十条中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条中「研究所」を「機構」に改め、第四章中同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十一条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第十七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同項第二号及び第三号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条第一項中「研究所」を「機構」に、「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第一項及び第三項中「研究所」を「機構」に改め、第三章中同条を第十七条とする。

第十四条中「研究所は」を「機構は」に、「第三条」を「第四条」に改め、第七号を第八号とし、同条第六号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「放射線による」を「量子科学技術に関する技術者（放射線による」に改め、「技術者」の下に「を含む。」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「放射線の人体」を「量子科学技術に関する研究者（放射線の人体」に改め、「研究者」の下に「を含む。」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「研究所」を「機構」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うこと。